学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

戸田市立戸田第一小学校

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第1　いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・・・・ ２

第2　いじめの早期発見への取組・・・・・・・・・・・・・ ４

第3　いじめの早期解決への取組・・・・・・・・・・・・・ ４

第4　いじめの問題に向けての校内組織と対応・・・・・・ ７

第5　いじめの防止対策推進第28条における

　「重大事態」の対応について・・・・・・・・・・・・・ ９

第6　インターネットを通じて行われるいじめ対策・・・・ 11

第7　人権教育を推進したいじめ防止対策・・・・・・・・ 11

第8　いじめ防止に係る年間行事予定・・・・・・・・・・ 13

はじめに～戸田市立戸田第一小学校基本方針策定にあたって～

文部科学省におけるいじめの定義を基に、「いじめはどの児童にも起こりうる」との認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して生活できる学校を目指して、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立戸田第一小学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・各学年主任・教育相談部代表・養護教諭・学校運営協議会代表・PTA会長・スクールカウンセラー

＊ この委員会は、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件等必要に応じて学校長が招集することができる。

いじめの定義（文部科学省　平成19年1月）

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場にたっておこなうものとする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法　第2条）

第2条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

上記の定義・学校基本方針策定義務をもとに、本校では全ての教職員が、いじめは、どの学級・どの子供にも起きているため、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないととらえる。さらに、いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されないことであるという基本的認識に立つ。そして、全校児童が「安心・安全で明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「戸田第一小学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

1　いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
2　児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
3　「いじめは絶対に許されない」という強い信念のもと、児童・教職員の人権感覚を高め、児童同士、児童と教職員など校内における温かな人間関係を築く。
4　いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のための当該児童の安全を確保するとともに、適切で毅然とした態度での指導を行う。
5　保護者・地域や関係諸機関との連携を図り、一体となっていじめ問題の解決にあたる。

いじめの認知に関する考え方（平成２７年８月１７日付　文部科学省通知）

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むこと

が重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

（中略）

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

「いじめの認知に関する考え方」の5つのポイント

1　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
2　いじめの認知は、特定の教職員のみによるものではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
3　けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
4　いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、本校としては適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
5　法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う。

＊いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処する。

第１　いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、校内研修や日々の授業研究会を通して教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に学習の基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を味わわせることにより、自尊感情を育む。道徳の時間を軸に全教育活動において、「命の大切さ」について指導する。さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

1　よりよい人間関係づくりを図りいじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくりに努める

(1)　戸田市小学校「いじめのない楽しい学校宣言」

戸田市小学校「いじめのない楽しい学校宣言」に基づき、本校独自の「なかよしハッピー言葉」を　　児童が考え、児童同士が優しい思いやりのある言葉かけをする。

(2)　「戸一小のきまり」や生活目標などルールやマナーを守る指導の徹底

「戸一小のきまり」や生活目標を全校に、また各学年・学級ごとに学習や生活のやくそくを示し、意識化させることで、具体的な指導の徹底を図る。互いにルールやマナーを守ることで児童同士や集団の信頼関係を築けるようにする。

(3)　共に汗をかき、きれいな学校づくりの推進

清掃活動における掃除活動ベーシックの徹底を図ることで、互いに思いやりながら、協力することの大切さを理解させ、よりよい人間関係を築く。（無言清掃）

(4)　考え、議論する道徳授業の充実

考え、議論する道徳授業を中心とした教育活動を図ることで、いじめが重大な人権侵害にあたり、決して許されないことを能動的に理解させる。

(5)　児童が主体的に参画するいじめ防止に向けた方策の話し合い活動の取り組みの推進

児童会（ここでは、代表委員会）が中心となり、いじめ撲滅に向けての方策を議論したり、各学級へ議題を下ろし、学級での議論を促したりすることで児童が主体的に話し合いに参加し、いじめをなくしていこうとする態度を養う。

2　児童一人一人の自尊感情を高める

(1)　一人一人が活躍できる教育活動・学級経営

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

・　「なかよしハッピータイム」（異年齢交流）の充実。
・　児童の自発的な活動を支える学級ごとの係活動や委員会活動の充実。

・　児童が主体的に取り組める学習活動や自学、学習プリントの工夫。
・　達成感を味わえる、わかる授業づくり。

(2)　人との関わり方を身につけさせるための活動

考え方や感じ方の違いに気づかせたり、互いに認め合ったりする力を育成する。

・　帰りの会での1日を振り返る。（今日のキラリ、友達のよいところさがし）
・　学級会での話し合い活動の充実
・　友達を「～さん」で呼び合う。
・　インターネットを介したいじめ防止に関する情報・モラル教育の充実

3　「命の大切さ」および豊かな心の育成

(1)　読書活動の充実

朝の読書の時間（毎週水曜日）や保護者や委員会による読み聞かせ、また、授業での読書活動や図書委員会の活動により、本にたくさん触れることで、豊かな感性を育成する。

(2)　人権教育の視点を意識した授業改善

各教科や道徳、英語及び外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等すべての授業において人権教育を意識した授業の展開（例えば、発表場面で自分とは違った考え方を知る、相手の考えを認めつつ自分の考えを伝えるなど）の工夫に努める。

4　教職員研修会を充実させる

1　生徒指導ハンドブック「New I`s」の活用

いじめに関する基本的な理解や未然防止・早期発見・早期解決に向けた取り組み方などについて埼玉県教育委員会発行の「New　I`s」を活用し、研修会を行い、教職員の資質向上を図る。また、合わせて人権教育に関する研修会において教職員人権意識の向上に努める。

2　教育相談の充実

年7回の教育相談日を設定しいじめに関わらず広く家庭より相談を受けられる窓口をつくる。（5月・6月・9月・11月・12月・1月・2月）

5　「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意　欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因になり得る。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感得させる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

(1)　児童理解を深める。
・　理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

(2)　学習意欲を高める。
・　教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。

(3)　個を生かす活動を工夫する。
・　問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。

(4)　個々の考えを深め、練り上げる。
・　互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。

(5)　指導と評価を工夫する。
・　適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

6　大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

1　児童一人一人の心を理解する。
2　いつでも担任が見守っているということを知らせる。
3　場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
4　自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
5　学級活動の時間を充実させ、話合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

7　PTAのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。保護者同士の親密な　関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

8　学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

第2 いじめの早期発見への取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることがある。大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していくことが大切である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く持つ必要がある。いじめが発生した際に、深刻化させぬよう早期に発見するために以下のことを全職員で実践していく。

(1)児童とのネットワークを構築する

1 早期発見のために、学級活動・授業・給食・清掃・休み時間など日常の学校生活を通して児童の人間関係や力関係の把握に努める。
2 児童の何気ないつぶやきや共に活動する中での会話、作文や日記などの相互通信を通して児童の生活状況や集団における人間関係の実態把握に努める。
3 年に4回(6月・9月・11月・2月)全校児童に「心のアンケート」を実施し、児童の 心の悩みの把握に努める。必要に応じて学年や学級において随時、「心のアンケート」を 実施する。また、児童への教育相談を適宜行い、適切に対応する。
4 児童から相談があった場合、問題を軽視することなく、情報収集を通して事実関係の把握し、誠意を持って正確かつ迅速に行い、的確に対応する。

(2)教職員のネットワークを構築する

1 いじめの問題の重大性の認識、いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図る。
2 養護教諭や他教科・他クラスの教員からの情報を学年会で共有し、特定の教員が一人で抱え込むことのないように報告・連絡・相談を確実に行い、必要に応じて生徒指導部・管理職も含めた学校全体で対応する。
3 教科担任制及び学年内TTを実施し、学習のつまずきのみならず、生徒指導上の課題についても対応する。

(3)教育センター等関係機関との連携を密にする

1 教育相談では、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携を図る。
2 教育センターや人権窓口、児童相談所などの学校以外の相談窓口について教職員や家庭に周知する。

(4)家庭・地域との連携を構築する

1 教育相談機能の充実に努める。
教育相談日の活用(年7回) 授業参観・懇談会後の個別面談
連絡帳 電話等による相談
2 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画を公表し、保護者や地域からの理解を得られるようにする。
3 いじめが起きた際に、学校と地域・家庭が一致協力してその解決に当たれるよう連絡を密にする。

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1)いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

1 いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
2 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
3 いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
4 いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
5 多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
6 学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同

士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
7　いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2)いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけで、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

1　秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
2　いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
3　不安を除去し、安全確保に努める。
4　身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
5　不安を抱いている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
6　機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

(3)周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ、一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を指導していく。

1　はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
2　被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4)見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。 いじめの情報が入ったり、その行為を見たりして、それを放置し見て見ぬふりをすることは人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

1　いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
2　いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
3　見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5)学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

1　クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
2　見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
3　自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
4　いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
5　日頃から道徳教育の充実を図る。
6　学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

(6)保護者への対応

保護者の立場に立って、共感的に理解し、信頼関係を確立する。

ア　被害児童の保護者に対して

1　速やかに家庭訪問し、学校で把握した状況を正確かつ丁寧に説明する。
2　学校として、徹底して子供を守り、支援していくことや学校の取組方針を具体的に伝え、誠実に対応する。
3　対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者の気持ちを受容し、対応策について協議する。
4　定期的に面談・家庭訪問をし、誠意に尽くした対話をする。
5　子供の様子の変化などの経過について緊密に連絡を取り合う。

イ　加害者の保護者対して

1　速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも、再確認する。いじめの深刻さを認識してもらうとともに、学校の取組方方針を伝え、協力を求める。
2　いじめの加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得る。被害者への謝罪を促す。
3　いじめの行為は許されるものではないという毅然とした姿勢を維持する。
4　事実を認めなかったり、我が子は首謀者ではないなどと学校の対応方針を批判したりするような場合は、

あらためて事実確認と学校の指導方針等を示し、粘り強く理解を求める。
5　家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。

(7)いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態を次の2つの要件を満たされていることをもって判断する。ただし、これらの要件が見たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止まっている状態が相当の期間(3ヶ月間)継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合はこの目安にかかわらず長期の期間を設定する。

② 被害児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消されていると判断する際に、被害児童がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか、面談等で確認する。

第４　いじめの問題に向けての校内組織と対応

本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導部会・教育相談部会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1)企画委員会(校長・教頭・主幹教諭・学年主任)

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活が送れているか否か、学校評価(内部・外部)を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。各学年の様子や配慮を要する児童、生徒指導上の問題を抱えている児童についての現状と指導についての情報交換、及び共通認識に基づいた共通行動についての確認を行う。

(2)生徒指導部会(校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭)

月に1回、配慮を要する児童や生徒指導上の問題を抱えている児童についての現状と指導についての情報交換及び共通認識に基づいた共通行動についての確認を行う。「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。
(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

(3)教育相談部会(校長・教頭・各学年教育相談担当・養護教諭)

教育相談部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。定期・臨時に「心のアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4)各教科部会(各教科担当)

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童生徒理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、授業研究会や授業参観に専念し、日々の授業力向上に努める。各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本
①児童のささいな変化に気づく。
②気づいた情報は確実に共有する。(各部会を待たない。)
③情報へは速やかに対応する。(担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。)

※5W1Hを基本に共有
(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

(5)関係機関との連携した組織

いじめの事実を確認した場合、戸田市教育委員会へ報告する。重大事態発生時の対応等に　ついては教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応していく。地域全体で「いじめは許さない」という認識を広めていくことが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題を含めた児童生徒健全育成についての話し合いを進めていくことをお願いする。

○いじめ問題に向けての対応校内フロー図

最悪の事態を想定し　慎重に　素早く　誠意をもって　組織で対応

対応の流れ	レベル	教職員の動き	留意点
1認知いじめ情報のキャッチ 2報告 ・憶測を入れずに事実を報告 ・些細なことでも報告	レベル1	いじめかな？ 担任 ⇔ 教職員 保護者 児童等 ⇒ ⇐ 学年主任 生徒指導主任 管理職 些細なトラブルは即時指導 ＊保護者との連携 ＊経過観察	● 定期的アンケート調査を実施＝早期発見 ● 小さな危機を見逃していないか。 ● いじめのて見ぬふり対応をしていないか。（ただ様子を見る＝いじめを育てる） ● けんかやふざけであっても、いじめの有無を確認する。（担任だけで判断しない） ● 訴え、申し出があった場合には、**その日に行動する。**（指導の結果・内容は、必ず校長・教頭に報告）
3把握事実関係の正確な把握・情報収集	レベル2	いじめ認知・判断 校長・教頭の指示に基づく関係教職員による組織的対応 加害児童・関係教職 被害児童・目撃児童 情報の共有・突き合わせ 全体像の把握（5W1Hの記録） 管理職へ報告 関係職員へ指示 保護者への連絡 **保護者へ早急に連絡し、本日から、学校が一丸となって誠意をもって対応すること、面談、連絡等を密にすることを伝える。** 深刻と思われる事案や他の情報提供が必要な事案については、速やかに報告 教育委員会へ報告	※ 緊急の対応が必要な場合、学年・学級の全児童との面談を実施 ※ 面談等の基本的スタンス ①傾聴②共感的理解③適応へのサポート ● 丁寧にじっくりと話を聴く。 ＜悪い対応例＞ ×あなたにも問題があるね。 ×考え過ぎだよ。 ×気にしすぎじゃないの。 ×お子さんにも問題がある。 ×様子を見ましょう。 ● 双方から**いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふうに感じたかを**具体的に聴く。 ● 記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有する（**憶測、推測を入れない**）

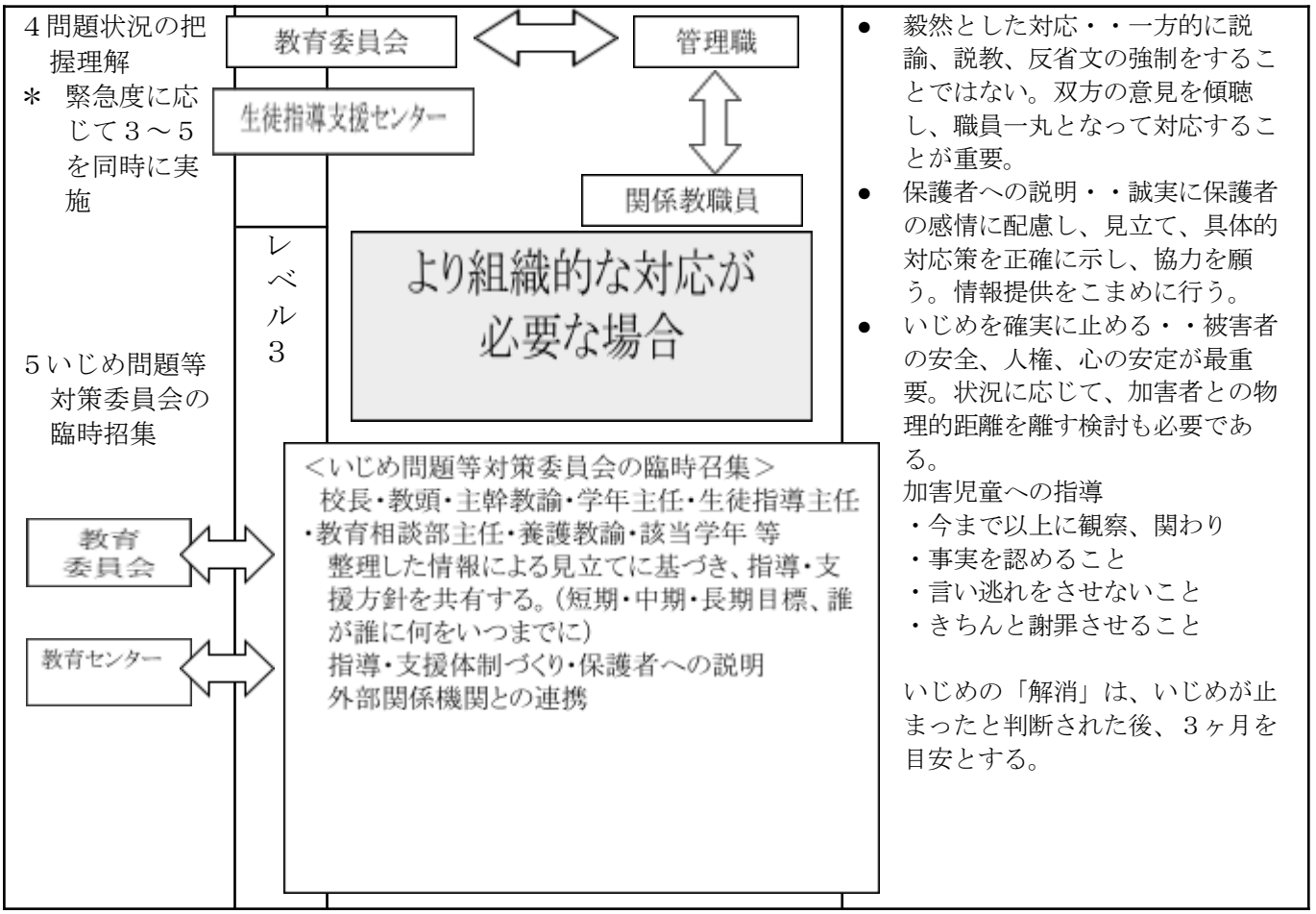

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第28条第1項を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

重大事態（いじめを受けた児童の状況に着目して判断する）

○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合
- 児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合
- 欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
- いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合

重大事態への具体的な対応を以下に示す。

（1）当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐと ともに、本校の「いじめ問題等対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害児童への支援、加害児童への指導等を協議する。調査にあたっては、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する生徒間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する調査（質問紙調査や聞き取り調査）を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害児童の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめを受けた児童へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

②いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

当該児童生徒が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍児童生徒や教職員を対象とした質問紙調査や聴き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、国が策定した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とするものとする。

（ア）背景調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。

（イ）在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

（ウ）死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

（エ）詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。

（オ）調査を行う組織は、本校の「いじめ問題等対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医、心理福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を加えることとする。

（カ）背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみに依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。

（キ）客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。

（ク）本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。

（ケ）情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

（2）調査結果の提供及び報告

被害児童やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた児　童又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

（3）いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

・冷やかし・からかい（名誉毀損罪）・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）

・暴力（傷害罪）・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪）・いやな事をやらせる（強要罪）

第６　インターネットを通じて行われるいじめ対策

時代の流れに伴いICT化が益々進展し、携帯電話等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している高学年児童は40％を超えている。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

（1）児童を取り巻くインターネット機能・サイト

1　プロフ・・個人が自分のプロフィールを公開するサイトである。
2　ブログ・・個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。
3　掲示板・・情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。「2ちゃんねる」が有名。
4　リアル・・リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、自分の行動等を文書で書く日記形式のサイト。twitterやFace bookが有名。
5　SNS・・ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、カカオトークなどが有名。
6　通信ゲーム・・3DSやPSPなど通信機能のついたゲーム機。すれ違い通信やWi-Fiを使った通信機能でインターネットと同じようにオンラインで他者とゲームを行うことができる。ゲームによっては個人情報を設定することができる。

（2）ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図り、いじめの防止策を講じる。

①児童に対して

（ア）総合的な学習の時間や各教科を活用し、初めてインターネットを活用するに当たっての情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。
（イ）市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。
（ウ）ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、情報セキュリティ講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、かかわらないためのモラル教育を推進する。
（エ）ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。
（オ）学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

（ア）上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。
（イ）地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。
（ウ）様々なネットトラブルや被害を学級懇談会やPTAの会合等で発信する。

第７　人権教育を推進したいじめ防止対策

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や人権教育の充実の推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養う。しかしながら、昨今、東日本大震災や原発事故による被災者・避難児童に対するいじめが相次いでい

る。また、性同一性障害に関して社会生活上様々な問題を抱えている状況にある。
　そこで、本校では、教職員自身が豊かな人権感覚を持ち、個々の児童に対する適切な理解のもと指導に当たれるよう、以下の内容について取り組む。

（1）発達障害を含む、障害のある児童について
①教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深める。
・研修会の実施　・特別支援教育との連携
②個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、それらを活用して情報共有を行う。
③当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

（2）性同一性障害や性的指向・性自認について
①性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として　必要な対応について周知する。
・研修会の実施
②学校における相談体制・支援体制の確立
③医療機関との連携
④学校生活の各場面での支援
・服装　・髪型　・更衣室　・呼称　・授業等
⑤当該児童の保護者との連携

（3）東日本大震災による被災・避難児童について
1　被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。
2　当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（4）その他、学校として特に配慮が必要な児童について
　上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童（外国籍の児童、身体的な配慮等）については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

第8 いじめ防止に係る年間行事予定 （令和5年度）

	内容 及び 対象学年 等
4月	・第1回生徒指導部会 ・生徒指導研修 ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年）
5月	・第2回生徒指導部会 ・第1回教育相談日（保護者との情報交換） ・第1回心のアンケート調査（全学年） ・児童理解研修会
6月	・第3回生徒指導部会 ・第2回教育相談日（保護者との情報交換）
7月	・第4回生徒指導部会 ・中学校区生徒指導担当連絡協議会（戸田市生徒指導委員会） ・林間学校（宿泊行事に伴う第5学年児童の協調性を育む） ・個人面談（保護者との情報交換）
8月	・生徒指導研修 ・6年生修学旅行（宿泊行事に伴う第6学年児童の協調性を育む）
9月	・第5回生徒指導部会 ・第3回教育相談日（保護者との情報交換） ・学期末授業参観・懇談会（保護者との連携・情報交換） ・第2回心のアンケート実施（全学年）
10月	・第6回生徒指導部会
11月	・第7回生徒指導部会 ・いじめ撲滅強調月間の取組（生徒指導委員会によるいじめ撲滅運動の推進） ・情報ネットモラル講習会（高学年児童・保護者・地域対象） ・第4回教育相談日（保護者との情報交換） ・第3回心のアンケート実施（全学年・保護者）
12月	・第8回生徒指導部会 ・懇談会（保護者との連携・情報交換） ・第5回教育相談日（保護者との情報交換）
1月	・第9回生徒指導部会 ・第6回教育相談日（保護者との情報交換）
2月	・第10回生徒指導部会 ・第4回心のアンケート実施（全学年） ・幼・保・小連絡協議会 ・新入学児童保護者説明会 ・第7回教育相談日（保護者との情報交換） ・学年末授業参観・懇談会（保護者との連携・情報交換）
3月	・第11回生徒指導部会 ・6年生を送る会（卒業生への感謝の念をもたせ、学年内の協調性を育む） ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討